

厚生労働省社会・援護局
事業課
令和3年4月26日
令和4年1月28日改訂

戦没者遺骨収集等における手順書
別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」

沖縄における遺骨収集等に関し、歴史・文化等の背景から、発見された遺骨が沖縄戦における戦没者の遺骨でなく古墓由来の遺骨の可能性があるという特殊性が挙げられるため、古墓由来の遺骨か否か科学的に判別する手段として、「遺骨の形質の鑑定」に加え、「同位体分析」（「放射性炭素年代測定」及び「安定同位体分析」をいう。以下同じ）を用いることとする。

このため、沖縄における遺骨収集等の手順については、「戦没者遺骨収集等における手順書」（以下「本編」という。）を基本としつつ、この別冊「沖縄における古墓由来の遺骨との判別について」を設け、具体的には、下記2及び3の手順を本編に優先するものとする。

記

（沖縄における遺骨収集の役割分担）

- 1 沖縄における遺骨収集は、発見される遺骨の状況に応じ、国（厚生労働省）と沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）で役割を分担して行っている。具体的には次のとおり。

国（厚生労働省）：

宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集

沖縄県（戦没者遺骨収集情報センター）：

県民などからの情報により地表付近で発見された遺骨の収集（戦没者遺骨収集情報センターが直接收容、又は、遺骨収集ボランティア等から受領）

（本編に優先する事項）

2 本編の中で、「6 埋葬地等における遺骨の鑑定」～「12 遺骨の送還及び焼骨」に関連し、沖縄における遺骨収集では次の手順を採用するものとする。

（1） 国又は沖縄県が遺骨収集し、又は受領した遺骨について、形質の鑑定（大学に依頼）を、次の①から③の手順により行う。

① 遺骨の人獣鑑別（人骨か、獣骨か）の判断を行う。

② ①の結果、人骨であると判断したものについては、日本人の遺骨である蓋然性についての判定を行う。

③ ②の結果、「日本人の遺骨の蓋然性が高いと判定された遺骨」又は「判定不能の遺骨」と判定されたものの結果については、古墓由来遺骨の可能性の有無について判断を行う。

（2） 上記（1）③の判断の結果に応じ、以下のとおり同位体分析、DNA鑑定等を行う。

（i） 古墓由来の可能性が無い遺骨については、所属集団及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。

（ii） 古墓由来の可能性を否定できない遺骨については、同位体分析を行う。その結果、古墓由来の遺骨と判定されたものについては、沖縄県が関係する自治体等に協議の上、返還する。古墓由来の遺骨でないと判定されたものについては、所属集団及び身元特定のためのDNA鑑定を行う。

3 検体の採取にあたっては、次の定めのとおりとする。

（1） 遺骨収集又は受領時に行う遺骨の形質鑑定の際に、厚生労働省が依頼す

る形質鑑定の専門家及び同位体分析の専門家の立ち会いの下、同位体分析用の検体及び DNA 鑑定用の検体を採取する。

- (2) 古墓が多い地域で発見された遺骨は、必要に応じて収容前に同位体分析を行うための検体のみを採取することとする。

沖縄における遺骨収容及び鑑定の流れ

